

議案第 2 2 4 号

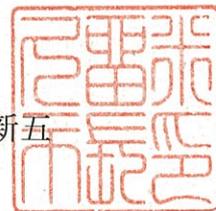
久留米市都市計画審議会会長 殿

都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、  
次の事項について付議します。

筑後中央広域都市計画道路の変更（久留米市決定）について

令和 4 年 9 月 1 日

久留米市長 原口 新五



# 筑後中央広域都市計画道路の変更（久留米市決定）

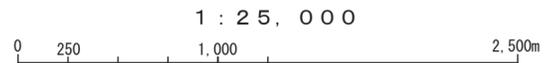
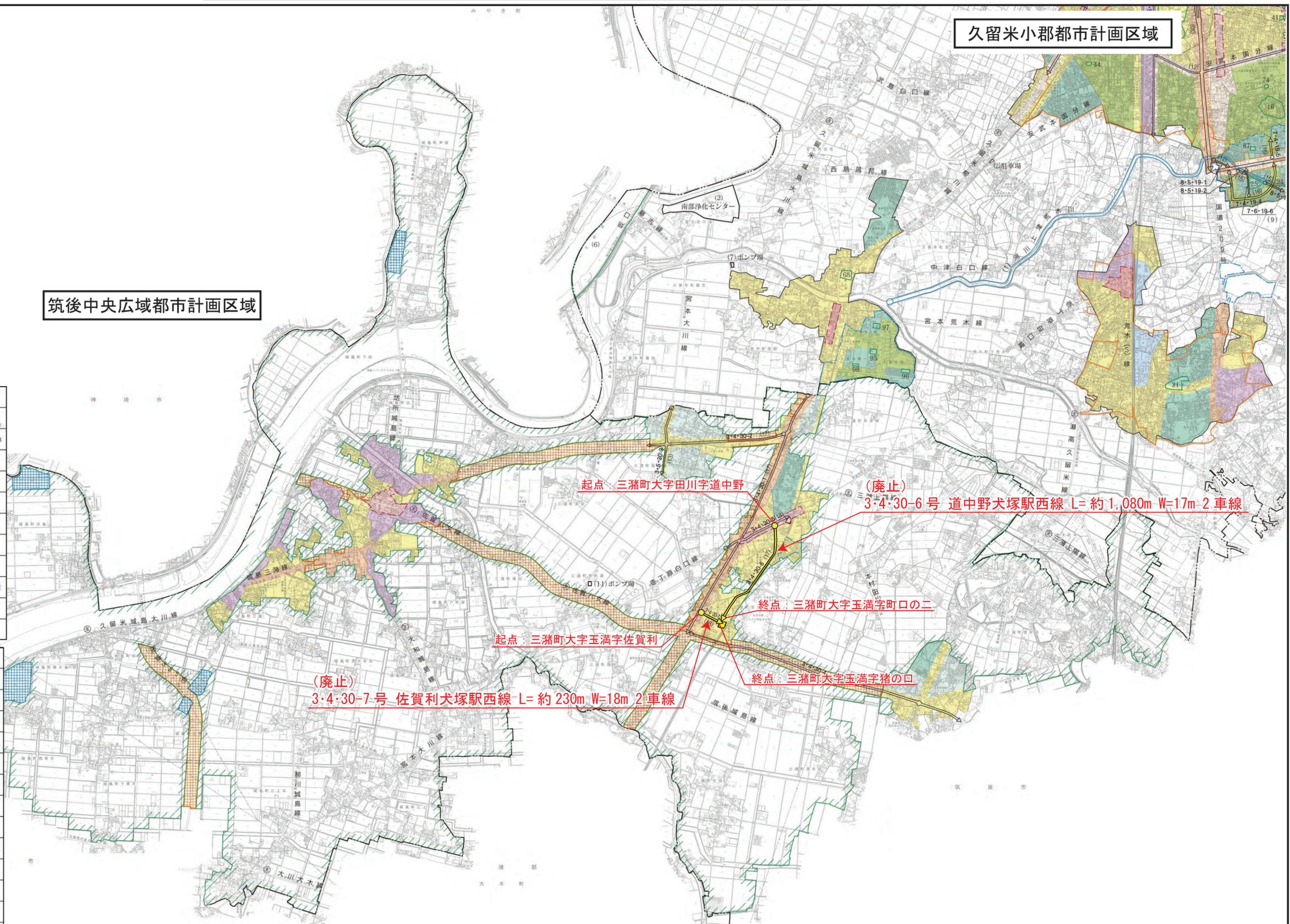
総括図 S=1/25,000

久留米小郡都市計画区域

筑後中央広域都市計画区域

種別	容積率 (%)	摘要
用途地域	第一種低層住居専用地域 (80/50)	高さの制限10m 敷地面積の10%の 容積率を超過する部分 容積率超過率105%
	第二種低層住居専用地域 (100/60)	
	第一種中高層住居専用地域 (200/50)	高さの制限12m
	第一種住居地域 (200/60)	
	第二種住居地域 (200/60)	高さの制限12m
	準住居地域 (200/60)	
	近隣商業地域 (200/80)	高さの制限12m
	商業地域 (400/80) (500/80)	
	準工業地域 (200/60)	特別用途地区 (大規模集客施設 制限地区)
	工業地域 (200/60)	
工業専用地域 (200/60)		

表示	項目	摘要
	都市計画区域	
	市街化区域	久留米小郡都市計画区域のみ
	市街化調整区域	市街化区域以外の区域 (久留米小郡都市計画区域のみ)
	防火地域	
	準防火地域	
	高度利用地区	
	地区計画区域	
	第2種風致地区	建ぺい率3/10 高さ制限12m 壁面後退 道路に接する部分2m 壁面後退 その他1m
	特別用途地区 (スポーツ・レクリエーション地区)	
	都市計画道路	( )の数字は幅員m
	都市高速鉄道	
	都市計画河川	
	公園・緑地	
	駐車場整備地区	
	平成27年度人口集中地区 (H27.D.I.D)	



凡例	
	対象道路区域 (廃止)

## 筑後中央広域都市計画道路の変更（久留米市決定）

都市計画道路中 3・4・30－6号 道中野犬塚駅西線及び 3・4・30－7号 佐賀利犬塚駅西線を廃止する。

理 由

別紙のとおり

## 理 由 書

久留米市三潞町においては、土地利用の増進と都市内交通の円滑化を図るため、平成12年に都市の骨格となる都市計画道路網を決定しています。

しかし、人口減少や高齢化の更なる進行、市街地拡大の収束など、交通を取り巻く情勢が変化する中、時代に応じた都市計画道路のあり方について検証を行う必要があるため、福岡県と久留米市は「福岡県都市計画道路検証方針」に基づき都市計画道路の検証を行い、見直し路線の抽出を行いました。

また、平成24年に策定した久留米市都市計画マスタープランにおいて、都市計画決定後、長期にわたり事業着手がなされていない路線については、状況に応じて都市計画決定の見直しを進めることとしています。

そのため、社会情勢の変化により、従来想定していた交通需要が見込まれず、周辺道路網により交通機能は代替できると考えられることから、見直し路線として抽出を行った都市計画道路2路線について廃止とするものです。